

第1回

AI利活用に伴う契約時の留意事項検討会

事務局資料

第1回 アジェンダ

日時：令和6年10月30日（水） 11:00 - 13:00

場所：オンライン

アジェンダ

オープニング・委員紹介

- 開会・設置運営について
- ご挨拶
- 委員紹介

チェックリストの策定方針のご紹介・議論

- チェックリスト策定の背景・目的、対象となるユースケース、アウトプットイメージのご紹介
- 議論

検討のアプローチのご紹介・議論

- 全体の検討アプローチ、今後の検討の論点全体像のご紹介
- 登委員より【資料4】登委員提出資料のご説明
- 議論

今後の進め方、クロージング

目次

1. オープニング・委員紹介	-----3
• 開会・設置運営について	
• ご挨拶	
• 委員紹介	
2. チェックリストの策定方針のご紹介・議論	-----4
• チェックリスト策定の背景・目的、対象となるユースケース、アウトプットイメージのご紹介	
• 議論	
3. 検討のアプローチのご紹介・議論	-----10
• 全体の検討アプローチ、今後の検討の論点全体像のご紹介	
• 登委員より【資料4】登委員提出資料のご説明	
• 議論	
4. 今後の進め方、クロージング	----- 18

目次

1. オープニング・委員紹介	-----3
• 開会・設置運営について	
• ご挨拶	
• 委員紹介	
2. チェックリストの策定方針のご紹介・議論	-----4
• チェックリスト策定の背景・目的、対象となるユースケース、アウトプットイメージのご紹介	
• 議論	
3. 検討のアプローチのご紹介・議論	-----10
• 全体の検討アプローチ、今後の検討の論点全体像のご紹介	
• 登委員より【資料4】登委員提出資料のご説明	
• 議論	
4. 今後の進め方、クロージング	----- 18

本チェックリスト策定の背景、目的

- AI利活用に関する契約時に留意すべき事項を整理し、実務で使いやすいチェックリストを作成することで、AI利活用を促すと共に当事者間の適切な利益・リスク分配を目的とする

策定の背景

AI等の技術革新に伴いデータが急速に増加し、事業者間の垣根を超えたデータの利活用による新たな付加価値の創出等が期待される。その反面、AI・データ利活用においては様々な課題も存在する

- ユーザのデータ提供により、ベンダがサービス提供の対価を超えたベネフィットを受けているにもかかわらず、**ユーザが適切な対価を得られない可能性**
- 保護されるべきデータや情報が予期せぬ目的に利用され、また、第三者に提供される等、**ユーザが想定外の不利益を被る可能性**



策定の目的

AI利活用を促すと共に当事者間の適切な利益・リスク分配を目指すこと

- AI利活用に際し、適切な対価が得られないおそれやデータの不適切な利用等に繋がりうる契約の締結を避けられるよう、**契約時にチェックすべきポイントを具体的に記載**
- AI利活用の実務になじみのない企業含め、我が国企業が**実務上用いやすい形式で取りまとめる必要**
- 主には**国内法に準拠したものを想定**。必要に応じて諸外国の契約条項の観点も留意

本チェックリストの想定読者

- 想定読者として、AIの知見はG検定合格レベル未満の、社内法務部・顧問弁護士およびビジネス部門担当者を想定

主な想定読者	AIの知見	契約実務の知見	主な利用シーン
社内法務部・顧問弁護士 等	G検定合格レベル 未満	AI利用等のケースは未経験だが、 条文レベルの検討が可能	AI利活用による競争力向上とリスク管理の両立を図る観点から、 契約上の留意点を網羅的に検討
ビジネス部門担当者 等		契約の項目立てまでは理解できるが、 条文レベルの自力での提案は困難	初期的に論点を把握し、社内法務部・顧問弁護士等と連携

対象となるメインユースケース

- ユーザ企業が、ベンダ企業が提供する「サービス利用」型AIを利活用する際の「提供データに対する適切な対価・想定外の不利益」に関する論点を中心に検討

想定ユーザ	• 法人（製造業の企業 等）
想定サービス	• ベンダ企業が提供する「サービス利用」型 - 個社ごとにカスタマイズしたものではなく、不特定多数のユーザ向けに共通して提供されるもの（例. ChatGPT, Copilot, Zoomai 等） - 下記の区分を問わず幅広いサービスを想定 - 有償か、無償か - クラウドサービス型か、オンプレミス型か - 個別領域特化型か、汎用的に利用されているサービスか - AIサービスとして新たに提供されたものか、既存サービスにAI機能が追加されたものか - 生成系AIか、識別系AIか
主な問題意識	• ユーザが提供するデータについて、適切な対価が収受できる契約条件であるか • データの不適切な利用や外部提供等のベンダによるデータの取扱いによって、ユーザが想定外の不利益を被らないか
想定契約方式	• 利用規約方式

メインユースケースは上記とするが、ユーザがベンダに依頼して個別にモデル又は追加的なプログラムの開発を行う「開発」型に関しても完全にスコープ外とはせず、特に留意すべきポイントについては可能な範囲で補足的に言及したい

アウトプットイメージ

- 想定アウトプットは、契約書をすべて読まずとも確認すべきポイントが分かるような、簡便でシンプルに一本化されたチェックリスト

想定アウトプット

- 契約書をすべて読まずとも確認すべきポイントが分かるような粒度で具体化
 - 実務で使用可能とするため、必要に応じて**規制法上の観点等も反映**
- 一方で、ボリュームが多くなりすぎないように、**簡便なもの**とする
 - 既存ガイドラインを補完するような、数ページの付属書のイメージ
 - 既存ガイドラインを網羅的に要約ではない
- データ編・AI編やユースケース等で分割せず、**シンプルに一本化**

アウトプットイメージ

- フォーマットは、**AI事業者ガイドラインのチェックリスト**を想定

別添7 A チェックリスト【全主体向け】 資料2-5

本チェックリストは、AI事業者ガイドライン(第2部C「共通の指針」)を要約したものです。事業者が求められる重要な取組事項のチェックにご活用ください。

※ 高度なAIシステムに関係する事業者は、「チェックリスト【別添7 B. 高度なAIシステムに関係する事業者向け】」も実施ください。

チェック項目

- ☐ 人間中心の考え方を基に、憲法が保障する又は国際的に認められた人権を侵すことがないようにしているか？
- ☐ AIに関わる全ての者の生命・身体・財産、精神及び環境に危害を及ぼすことがないよう**安全性**を確保しているか？
- ☐ 潜在的なバイアスをなくすよう留意し、それでも回避できないバイアスがあることを認識しつつ、回避できないバイアスが人権や多様な文化を尊重する**公平性**の観点から許容可能か評価しているか？
- ☐ プライバシーを尊重・保護し、関係法令を遵守しているか？
- ☐ AIの振る舞いが、外部的操作によって意図せぬ変更や停止が生じることのないように**セキュリティ**を確保しているか？
- ☐ **透明性**を確保するために、AI自体やAIシステム・サービスの情報をステークホルダーに対し合理的で技術的に可能な範囲で提供しているか？
- ☐ データの出所やAIの意思決定等のトレーサビリティに関する情報やリスクへの対応状況等について、関連するステークホルダーに対して合理的な範囲で**アカウントability**を果たしているか？
- ☐ AIガバナンスやプライバシーに関するポリシー等を策定しているか？
- ☐ 上記の実現のため、各事業者の状況に応じた**具体的なアプローチ**は検討しているか？

検討には「具体的なアプローチ検討のためのワークシート」をご活用ください

議論ポイント

- まずは、チェックリストの策定方針について議論したい
- 本チェックリスト策定の背景・目的を踏まえ、対象とすべきユースケースは適切か？
 - 検討にあたり、対象となるメインユースケースに関して変更・追加すべき不明確な点はないか？
特に、下記に関して考慮すべき要素が異なるが区別して検討する必要があるか？
 - 有償か、無償か
 - クラウドサービス型か、オンプレミス型か
 - ユーザがベンダに依頼して個別にモデルの開発を行う「開発」型に関してどの程度考慮すべきか？
考慮する場合、「開発」型特有の留意すべき点としてどのようなものが考えられるか？
特に、下記に関して考慮すべき要素が異なるが区別して検討する必要があるか？
 - ユーザのために1から開発したサービス
 - 既存の「サービス利用」型のものにアドオンでカスタマイズ開発したサービス
- 想定使用場面を踏まえて、アウトプットイメージは適切か？
 - 実務で使用可能とするために、必須でチェックリストに織り込むべき内容・粒度はどのようなものか？
 - 簡便でシンプルな一本化されたチェックリストとするうえで、留意すべき点はあるか？

目次

1. オープニング・委員紹介	-----3
• 開会・設置運営について	
• ご挨拶	
• 委員紹介	
2. チェックリストの策定方針のご紹介・議論	-----4
• チェックリスト策定の背景・目的、対象となるユースケース、アウトプットイメージのご紹介	
• 議論	
3. 検討のアプローチのご紹介・議論	-----10
• 全体の検討アプローチ、今後の検討の論点全体像のご紹介	
• 登委員より【資料4】登委員提出資料のご説明	
• 議論	
4. 今後の進め方、クロージング	-----18

全体の検討アプローチ

- 整理したチェックリストの目的および対象ユースケースを踏まえて、今後はチェックリストに含むべき要素の抽出を行い、チェックリストを策定する方針

(1) チェックリストの目的・対象ユースケースの整理

- 背景・課題意識を整理
- AI利活用の視点から、契約において目指すことを整理
- チェックリストを使用するユースケースを整理

アジェンダ2にて、
本日議論済み

(2) 既存ガイドラインの重要要素の抽出

- 目的を踏まえ、下記の既存のガイドラインから関連する要素を抽出
 - AI・データの利用に関する契約ガイドライン（データ編・AI編）1.1版
- ユーザー企業が抑えるべきポイントをチェックリスト化

(3) 最新動向踏まえた考慮要素の抽出

- 最新動向踏まえ、考慮すべき要素を抽出・反映
- AIガイドライン別添6「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」も参照
- ユースケースによっては、既存ガイドラインだけでは要素が不足する懸念があるため関連書籍や、実際の規約等を参照

(4) チェックリスト策定

- 事務局で作成したチェックリスト素案をもとに、具体内容の議論・意識合わせ
- 検討会にて報告・オーソライズ

※最終アウトプットはチェックリストのみ（ガイドライン本紙の見直しは実施しない）



今後の検討の論点全体像

- 参考資料から対象ユースケースに関連する条項を洗い出し、条項等に対して以下の論点にて次回以降の検討会の議論を実施する方針

契約/規約

「サービス利用」型の
AIサービスの利用規約（約款） 等

検討の論点

- 各条項において、データの意図しない利用を防ぐために、データの利用目的・データの利用形態に関して確認すべきポイントは何か？
- 各条項において、サービス利用に伴う当事者間の契約の違反/第三者の権利の侵害等のリスクを避けるために、確認すべきポイントは何か？
- データ提供による適切な対価が得られるかを判断するために、確認すべきポイントは何か？
- 上記のいずれにも当てはまらない条項は、チェックリストの記載対象外でよいか？

詳細次頁以降

「開発」型の
AIサービスのソフトウェア開発契約

- 「開発」型特有の留意ポイントは何か？どのようにあるべきか？
 - 契約形態（請負契約か、準委任契約か）
 - 開発に用いられた生データ・学習用データセット、
開発された成果・関連する知的財産の権利帰属および利用条件 等

「サービス利用」型のAIサービス利用規約の条項（1/3）

- 提供データの目的外利用を防ぐため、または想定外の不利益や規約違反を避けるために、確認すべき条項はどれか

条項	概要	関連する規制法	今後検討会で扱う主要論点（案）			
			データの意図しない利用を防ぐため確認	損害賠償等のリスクを避けるため確認	データ提供の適切な対価か判断するため確認	いずれにも当てはまらない条項
① 前文	当事者が約款による契約成立に合意しているか、民法548条の2もしくは、民法の「みなし合意」による契約が成立するか					✓
② 用語の定義	言葉の定義をどう定めるか	-				✓
③ 利用規約の目的及び適用	利用規約の目的・適用の範囲は何か	-				✓
④ 利用料金	サービス利用にあたる利用料金の支払いはどう定めるか	-			✓	✓
⑤ 使用权の範囲	ユーザがサービス利用できる範囲・目的をどう定めるか	-		✓		
⑥ 本規約の変更	定型約款の場合、条件を満たせば提携約款準備者（サービス提供者）が一方的に変更可能であるか	民法548条の4		✓		
⑦ サービスの提供	サービス内容、特に、ベンダによる再委任が可能かどうか	民法644条の2	✓			

「サービス利用」型のAIサービス利用規約の条項（2/3）

条項	概要	関連する規制法	今後検討会で扱う主要論点（案）			
			データの意図しない利用を防ぐため確認	損害賠償等のリスクを避けるため確認	データ提供の適切な対価が判断するため確認	いずれにも当てはまらない条項
⑧ 本サービスの保証	ベンダがサービスの提供に関して結果債務を負わないかどうか、手段債務の履行水準として特定の基準達成を担保しないかどうか	-		✓		
⑨ 連携サービスの利用	①ベンダが提供するサービスの一部に他社サービスが組み込まれている場合 ②ユーザが他社サービスと連携して利用することを選択する場合、において、両者の利用規約間で抵触・矛盾がある際にどちらを優先するか	-		✓		
⑩ 禁止行為	各規程（サービスの提供停止、面積及び責任制限 等）の適用原因となる禁止行為は何か	-		✓		
⑪ 利用停止	ユーザがサービスの使用权の全部または一部を直ちに停止させる、もしくは本契約を解除することができるかと定められているか	-		✓		
⑫ ユーザデータの保証	ユーザがデータの利用・開示について正当な権限を持ち、その利用・開示が第三者の権利および利益を侵害しないことを表明保証させるか	-		✓		
⑬ ユーザデータの利用	個別法による制約を受けるデータであるか否かを問わず、データの利用可能範囲と利用禁止範囲を定めているか	民法548条の2	✓		✓	

「サービス利用」型のAIサービス利用規約の条項（3/3）

条項	概要	関連する規制法	今後検討会で扱う主要論点（案）			
			データの意図しない利用を防ぐため確認	損害賠償等のリスクを避けるため確認	データ提供の適切な対価か判断するため確認	いずれにも当てはまらない条項
14 ユーザデータの管理	ベンダには、データを善良な管理者としての注意義務に従い適切に管理する義務が生じうるが、その具体的内容はどのようなものか	個人情報保護法22条	✓			
15 プライバシー情報	プライバシー情報を取り扱う場合、何で規律するか	個人情報保護法 定型約款規制 利用目的規制	✓			
16 免責および責任制限	サービス利用に際し、ユーザおよび第三者が被った損害についてその責任範囲を限定するか	民法90条 消費者契約法8条 民法1条		✓		
17 秘密保持義務	AI提供者が秘密保持義務を負っているか	-	✓			
18 補償規定	AI利用者がAI提供者に損害を与えた場合等にAI提供者がAI利用者にその損害の補償請求をすることが規定されているか	-		✓		
19 AI生成物の利用	AI生成物を商用利用できるか・プロンプトに入力したデータ・AI生成物の知的財産権は、AI利用者とAI提供者のどちらに帰属するか・AI生成物を対外的に公表する場合にAIを利用したことの表示を求めているか	-		✓	✓	
20 準拠法・紛争解決条項	どの国の法律が適用されるか、どのような紛争解決手段が選択されているか	-		✓		
21 反社会的勢力の排除	ユーザが反社会的勢力に当たらないことを確約させるか	-				✓

プライバシーポリシーの条項

条項	概要	関連する規制法	今後検討会で扱う主要論点（案）			
			データの意図しない利用を防ぐため確認	損害賠償等のリスクを避けるため確認	データ提供の適切な対価か判断するため確認	いずれにも当てはまらない条項
22 適用関係	利用規約とプライバシーポリシーをどう整理するか	-				✓
23 法令遵守	ベンダが法令を遵守することを確認的に規定	個人情報保護法				✓
24 利用目的	個人データの取扱いにあたり、利用目的をどう特定しているか	個人情報保護法17条	✓			
25 第三者提供	個人データを第三者提供する可能性があるか	-	✓			
26 委託	個人データの取扱いを第三者に委託することがあるか	個人情報保護法27条	✓			
27 共同利用	個人データを特定の者との間で利用することがあるか。ある場合、誰とどの項目を何の目的で共同利用するのか	個人情報保護法27条	✓			
28 安全管理措置	保有個人データに関して講じた安全管理措置の概要はどのようなものか	個人情報保護法32条	✓			
29 保有個人データの開示等	保有個人データに関する事項の公表や開示請求等への手続きはどのようなものか	個人情報保護法32条～39条	✓			
30 本ポリシーの変更	プライバシーポリシーの変更手続きはどう定めているか	個人情報保護法17条				✓
31 問い合わせ	個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先はどこか	個人情報保護法32条、40条				✓
32 会社情報	法人の住所、その代表者名は何か	個人情報保護法27条、32条				✓

議論ポイント

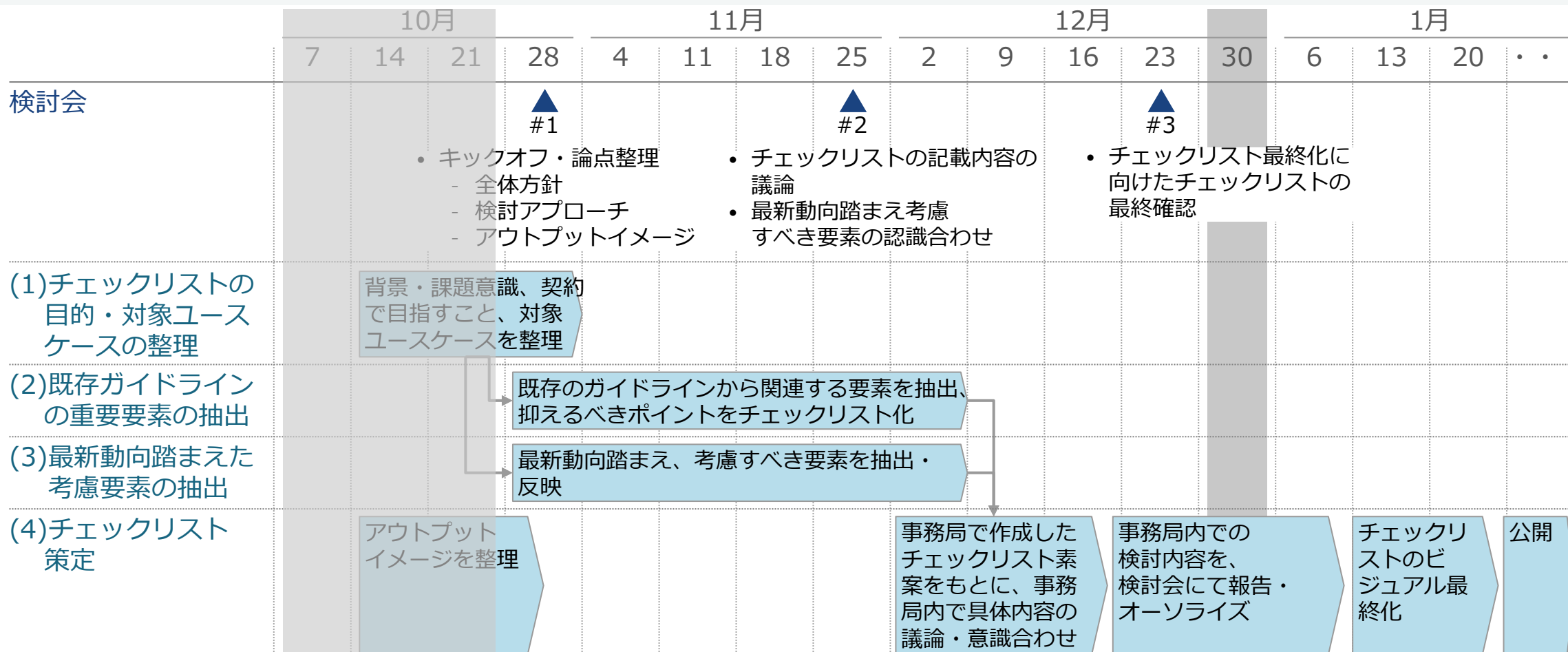
- 次に、検討の全体方針について議論したい
- 全体の検討アプローチについて、違和感はないか？
 - チェックリストの目的・対象ユースケースを踏まえて、既存ガイドライン/関連書籍等を参考とする予定だが、その他に要素の抽出をすべき資料等はあるか？
- 論点・議論の全体像は適切か？
 - 検討会では、「サービス利用」型のAIサービス利用規約における実際の条項を基に、3つの論点・関連する規制法について議論を行う予定だが、その他に追加すべき論点はあるか？各条項で議論すべき論点は正しいか？
 - 「開発」型のAIサービスのソフトウェア開発契約について特に留意すべきポイントとして、何を議論すべきか？
 - 今後の検討では、どの論点に注力しどのように議論を進めるべきか？

目次

1. オープニング・委員紹介	-----3
• 開会・設置運営について	
• ご挨拶	
• 委員紹介	
2. チェックリストの策定方針のご紹介・議論	-----4
• チェックリスト策定の背景・目的、対象となるユースケース、アウトプットイメージのご紹介	
• 議論	
3. 検討のアプローチのご紹介・議論	-----10
• 全体の検討アプローチ、今後の検討の論点全体像のご紹介	
• 登委員より【資料4】登委員提出資料のご説明	
• 議論	
4. 今後の進め方、クロージング	----- 18

今後の進め方

- 第2回検討会では「チェックリストの記載内容・考慮要素の認識合わせに関する議論」を、
第3回検討会では「チェックリスト最終化に向けた最終確認」を実施予定





EoF